

速報！さくらユウワ通信

2023年4月に施行される主な法令改正等

労働基準法の改正

①月60時間超の時間外労働の割増賃金率の引き上げ

月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が、大企業・中小企業問わず一律で**50%**となります。

今までは月60時間を超える時間外労働については25%の割増賃金を支払えばよいとされていました。

②デジタルマネー (PayPayなど) による賃金の支払が可能になります。

マンション長寿命化促進税制

管理計画の認定を受けたマンション等において、長寿命化のために修繕工事が実施された場合、その区分所有者の固定資産税額の3分の1に相当する金額が減額されます。

【適用されるマンションの条件】

- ①築20年以上が経過している戸数10戸以上のマンションであること
- ②長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施していること
- ③長寿命化工事の実施に必要な積立金を確保していること

緊急雇用安定助成金の受付が2023年3月31日をもって終了

これまで新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ支給されてきました**緊急雇用安定助成金**が、2023年3月31日をもって受付が終了致します。なお対象期間の申請期限は2023年5月31日までとなっております。

雇用調整助成金の特例措置の経過措置についても2023年3月31日をもって終了します。

4月1日以降は通常制度となり要件を満たせば利用することは可能ですが、主要件等はまだ詳細が確定しておりませんので確定次第情報提供させていただきます。

雇用保険料率の引き上げ

2023年4月1日より雇用保険料が引き上げられます。

負担者	労働者負担	事業主負担	雇用保険料率
事業の種類			
一般の事業	6/1,000	9.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・ 清酒製造の事業	7/1,000	10.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業	7/1,000	11.5/1,000	18.5/1,000

従来よりも事業主、労働者ともに**1/1,000ずつ**増加となります。

詳細につきましては、各担当者までお気軽にお問い合わせください。

【田中 雄太】